

平成27年8月20日

警察庁警備局警備企画課 御中

一般社団法人 信託協会

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が
実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」
等に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見をとりまとめましたので、何卒、ご高配を賜
りますようお願い申し上げます。

以上

| 項番 | 施行令、 施行規則の別 | 対象条項 | 意見・質問 |
|----|----------------|--------------------------------------|---|
| 1 | 法 | 第 15 条 | <p>・法第 15 条各号は、何人も、公告国際テロリストを相手方として行う禁止行為を定めており委託者が当該禁止行為の制限を受けると解されるが、信託の受託者も当該禁止行為の制限を受けると否かについて確認させて頂きたい。</p> <p>委託者が受益者を指定する場合、委託者が受益権を譲渡する場合において、受託者は当該禁止行為を行う者ではないため当該禁止行為の制限を受けないという理解でよいか。</p> |
| 2 | 法 | 第 15 条第 2 号 | <p>・法 15 条第 1 項第 2 号で、公告国際テロリストを相手方として「規制対象財産の貸付けをすること」が禁止されている。貸付債権信託において、受託者は貸付債権を事後に受託する場合があるが、受託者は既に実行された貸付債権を回収する者であり、「貸付けをする」者ではないという理解でよいか。</p> |
| 3 | 法 | 第 15 条第 3 号 | <p>・法第 15 条第 1 項第 3 号で、公告国際テロリストを相手方として「規制対象財産の売却・貸付けその他の処分の対価を支払うこと」が禁止されているが、信託において上場株式を証券会社および証券取引所を介して取得する場合、対価の支払の相手先は当該証券会社であって公告国際テロリストではないことから当該禁止行為には該当しないという理解で良いか確認させて頂きたい。</p> |
| 4 | 法 施行令 | 第 15 条第 4 号、 法第 9 条第 4 号 第 6 条 | <p>・以下①・②について、施行令第 6 条柱書に定められる「金銭債務」に該当するか否か確認させて頂きたい。</p> <p>①受託者が委託者から受ける金銭の信託は施行令第 6 条第 1 号の「預け金」に該当しないため、「金銭債務」（施行令第 6 条柱書）に該当しないという理解でよいか。</p> <p>②受託者が委託者から受けた売掛債権の信託は、「金銭債務」（施行令第 6 条柱書）に該当しないという理解でよいか。</p> <p>・①・②の理解を前提とすると、①・②に関し受益者に対して受益権の配当金・償還金を支払う行為（配当・償還を金銭で支払う行為、および金銭ではなく信託財産を現物交付する行為）においては、法第 15 条第 4 号に定められる当該禁止行為に該当しないという理解でよいか。</p> |